

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により提出された意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 9月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成25年4月26日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド香川高瀬店 三豊市高瀬町上高瀬字竹田1359-3 外

3 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

(1)意見書を提出した者

三豊市商工会

(2)意見の概要

○意見の内容

本店舗では、国道11号線に面しており、通常時から交通量が多い場所であり、出店の影響で、交通渋滞が懸念されるところである。届出書の記載では、十分な交通量調査を実施し、交差点の混雑予測では周辺への影響は少ないとある。しかしながら、幹線道路（国道11号線）との交差点には信号機がなく、右折による入庫車両があった場合や国道への右折での出庫車がある場合に混雑を引き起こすことが考えられる。開店後に混雑が発生する場合は、看板の増設や交通整理員の配置等の再検討をお願いする。

また、大型の搬入車両の入出の際の専用出入口での混雑発生が起きないように十分に考慮してもらいたい。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市産業政策課
縦覧期間	平成25年9月13日から同年10月13日まで